

令和3年度採用

西区会計年度任用職員（こども家庭支援課・

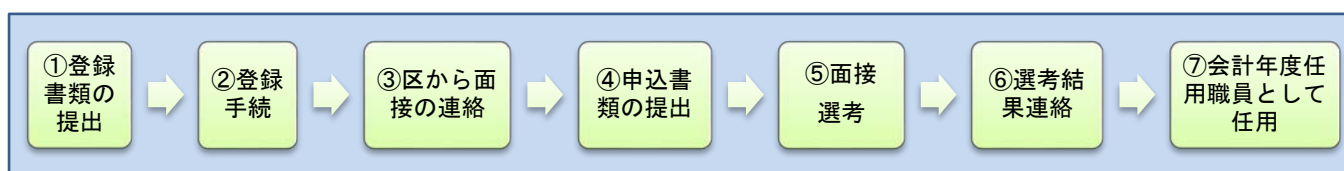
乳幼児健康診査スタッフ・母子保健業務スタッフ・日額職）登録制度募集案内

乳幼児健診で働く会計年度任用職員（乳幼児健康診査スタッフ・母子保健業務スタッフ）について、令和3年度採用分を募集します。

会計年度任用職員は、あらかじめ希望する職種や勤務日数等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用の他、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



- (1) 登録書類（「西区会計年度任用職員（こども家庭支援課 乳幼児健康診査・母子保健業務スタッフ）登録用紙」と希望する職によっては「勤務日希望票」）に必要事項を記入のうえ、「7. 申込・問合せ先」に持参又は郵送で提出してください。

※令和3年4月1日の任用を希望する場合には、【令和3年2月9日（火）17時】までに、登録書類を提出してください。（郵送の場合、令和3年2月9日（火）必着）

※登録書類は、ホームページよりダウンロード、または区役所窓口でもお渡しします。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/saiyo/kenshin2021.html>

- (2) 申込先で登録手続きを行います。（登録の有効期間は、令和4年3月31日迄です）登録者の中から募集する職種・勤務日数等条件のあてはまる方について面接日時について個別にお知らせします。※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います。
- (3) 指定された日までに、申込書類（「会計年度任用職員申込書」、資格要件を証明する証書の写し）を提出していただき、面接選考を行います。
- (4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

- ・登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 応募資格

希望する職によって、資格要件を必要とします。（別紙、登録募集職種一覧参照）

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

別紙、登録募集職種一覧参照

- ①乳幼児健康診査・看護職スタッフ
- ②乳幼児健康診査・栄養士スタッフ
- ③乳幼児健康診査・歯科衛生士スタッフ
- ④母子保健業務・看護職スタッフ

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種一覧参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります。(最大4回)

4 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入時健診

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

6 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 令和3年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

7 申込・問合せ先

〒220-0051 横浜市西区中央1丁目5番10号

西区子ども家庭支援課 会計年度任用職員(乳幼児健診等)担当

電話 045-320-8465

FAX 045-322-9875